

自転車の安全運転について

ルールを守って自転車を利用しましょう

生活安心課 ☎ 36-7144

自転車は、運転免許証が不要で手軽な便利さと環境や健康志向などから利用する人が増加しています。

一方で、一部の運転者のマナーの悪さや法令違反、いわゆる「危険な運転」も増加してきました。危険な運転は、自分だけでなく、周りの人にまで怪我を負わせる可能性が高くなります。ルールを守って、自転車の安全運転を心掛けましょう。

6月1日から 自転車運転者講習制度が施行

▼全国の自転車が関係する事故は、全ての交通事故の約2割を占めています。特に自転車対歩行者の交通事故は、10年間で約1.5倍に増加しました。

法令違反で被害者を死傷させれば、刑事上の責任として重過失致死傷罪に問われます。さらに民事上の責任として、被害者への損害賠償金を負担しなくてはなりません。未成年者であっても、責任は免れないのです。

【受講義務と罰金】

▼道路交通法の一部改正に伴い、平成27年6月1日から自転車運転者講習制度が施行されました。交通に危険を生じる恐れのある違反（危険行為）を繰り返した運転者に「自転車運転者講習」

の受講が義務付けられました。受講命令に従わない場合は「5万円以下の罰金」に処せられます。

【対象となる危険行為】

▼危険行為は、信号無視はもちろん、酒酔い運転や携帯電話を操作しながらの運転など、当然禁止される行為ばかりです。これらを3年間で2回繰り返すと、違反内容に応じた講習を受ける義務が生じるようになります。

■主な危険行為



指定場所一時不停止

傘さし運転

制御装置（ブレーキ）不備

※この他、車道の右側通行、歩道での歩行者妨害、通行禁止道路（場所）の通行、遮断踏切への立ち入り、左方車優先妨害、交差点安全進行義務違反、歩行者専用道路での車両の義務違反、安全運転義務違反などです。

歩行者、車両や周りの環境に注意をして、安全に自転車を利用しましょう。

自転車を運転する皆さんへ

▼自転車は、道路交通法第2条第1項に定められた「車両」であることを認識し、次の「自転車安全利用五則」を守ってください。

また、登下校などに自転車を利用する中高生は、ルールとともにマナーを守り、安全運転と事故防止を心掛けましょう。

自転車安全利用五則

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車両寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

島田市内中高生の交通事故

▼通学登校時間の事故が多発しています。

- 平成26年当事者人身事故件数50件（前年より11件減少）
- 自転車乗車中の事故が7割

静岡県の交通事故状況

▼平成26年は高齢者の事故件数、負傷者の割合が増加し、死者の半数以上が高齢者となっています。

- 【交通事故】件数／3万3499件
- 【交通事故負傷者】人数／4万3640人
- 【交通事故死者】人数／143人（うち高齢者73人）全国ワースト9位
- 【自転車事故】件数／4554件

※全体の約31%が中高生
※島田市の自転車事故件数は、103件



県内交通安全運動